

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	ベア・オリーブ居宅介護支援事業所
所在地	横浜市青葉区松風台48番地16
事業所指定番号	第 1473703674 号
管理者	西田 育子
連絡先	045(530)9418
サービス提供地域	横浜市青葉区 緑区長津田1～3丁目
併設サービス	訪問看護 福祉用具貸与・販売 看護小規模多機能型居宅介護

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	管理業務	1名(常勤 兼務1名)
介護支援専門員	居宅介護支援	2名(常勤 兼務 2名) 非常勤 兼務 1名)
サービス担当職員		0名(常勤 0名、非常勤 0名)
事務担当職員		0名(常勤 0名、非常勤 0名)

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日	日・祝日
提供時間	9:00～17:00	休み	休み

(注)年末年始(12/29～1/3)は「日休日」の扱いとなります。

4 当社の概要

名称・法人種別	ベア・オリーブ株式会社
代表者名	代表取締役 坂田 幸枝
本社所在地・電話	横浜市青葉区松風台48番地16
業務の概要	介護保険法に基づく居宅介護支援事業
事業所数	5

5 同法人の併設する事業所

名称	事業内容	住所	電話番号
ベア・オリーブ訪問 看護ステーション	介護・支援 訪問看護	横浜市青葉区松風台 48-16	045-530-9416
複合型 ハウス・メリー	看護師付小規模多機 能型居宅介護	横浜市青葉区松風台 48-16	045-530-9417
福祉用具バード	福祉用具レンタル・販 売	横浜市青葉区松風台 48-16	045-530-9444
デイサービス・ルポ	介護・支援 通所介護	横浜市青葉区みたけ 台10-1 ドエルムラタ1F	045-978-0232

6 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合に、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

7 当社のサービスの方針等

- (1) 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮いたします。
- (2) 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施いたします。
- (3) 当事業所は、関係市町村、老人福祉法第20条7項2号に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関との連携に努めます。

8 内容及び手続の説明及び同意

利用者は複数の事業所の紹介を求めることができます。

利用者は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

居宅介護支援の提供に際しては、別紙確認書にて複数の事業所を紹介し、内容と、プランに位置付けた理由を交付、説明を行います。

9 オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置など(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意いたします。

10 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るため計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努め、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号を掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を概ね6か月に1回以上開催する。その結果を介護支援専門員に周知徹底いたします。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施いたします。

12 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施いたします。
- (4) 虐待防止の措置を講じる為の担当者を配置します。

高齢者虐待に関わる高齢者及び家族からの通報先は、各区住所地の高齢・障害支援課介護保険担当または横浜市健康福祉局介護事業指導課となっております。事業所からも権利擁護阻止の観点から必要と認められる場合には、上記連絡先に通報いたします。

13 身体的拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他カスタマーハラスメント等の防止のために必要な措置

15 職員の研修について

当事業所は従業員の資質向上を図るための研修を次の通り設けるものとします。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
- ② 継続研修 年1回

16 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

17 事故発生時の対応

- (1) 事業者は居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業者は、居宅介護支援実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失に寄らない時には、この限りではありません。

18 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号	045-530-9418
	fax番号	045-530-9406
	相談員(責任者)	西田 育子
	対応時間	月～金曜日 9:00～17:00

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

青葉区役所高齢障害課 相談窓口	所在地	横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4
	電話番号	045-978-2479
	fax番号	045-978-2427
	対応時間	月～金曜日 8:45から17:00
横浜市介護事業支援課	所在地	横浜市中区本町6-10-10
	電話番号	045-671-2356
	fax番号	045-550-3615
	対応時間	月～金曜日 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠木町4-27-1
	電話番号	045-329-3447
	fax番号	045-453-6242
	利用時間	月～金曜日 88:30～17:15
緑区役所高齢障害課 相談窓口	所在地	横浜市緑区中山31番地4
	電話番号	045-978-2479
	fax番号	045-978-2427
	対応時間	月～金曜日 8:45から17:00

ベア・オリーブ居宅介護支援事業所 居宅介護支援費 料金表

令和6年4月1日現在

1 居宅介護支援の介護報酬に係る費用 居宅介護支援費（Ⅰ）

取扱件数	単位数	費用総額	説明等
居宅介護支援（ⅰ）要介護1又2	1,086	12,076	1月につき
居宅介護支援（ⅰ）要介護3、4又は5	1,411	15,690	
初回加算	300	3,336	
入院時情報連携加算Ⅰ	250	2,780	
入院時情報連携加算Ⅱ	200	2,224	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	5,004	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,672	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,672	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	8,340	
退院・退所加算（Ⅲ）	900	10,008	
通院時情報連携加算	50	556	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,224	月2回限度
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,448	1月につき

※地域単価は11.12円（横浜市、2級地の単価）

※利用者負担額はありません。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（青葉区 緑区長津田1～3丁目）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。

【説明確認欄】

令和 7 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 ベア・オリーブ居宅介護支援事業所
説明者 西田 育子

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 7 年 月 日

利用者 氏名 _____

代理人又は立会人 氏名 _____ 続柄(_____)